

和歌山県人権施策基本方針 改定案の概要

1 改定の趣旨

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき平成16年8月に策定し、平成22年2月、平成27年2月、令和2年3月に改定した「和歌山県人権施策基本方針」について、人権侵害の現状や課題、法令などの動きを踏まえ、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため見直しを行うもの。

2 改定の背景

(1) 人権侵害の現状

- ① 依然として、いじめや女性への暴力、こどもへの虐待、職場におけるハラスメントといった問題が顕著になっている。
- ② スマートフォンやSNSの普及により、インターネット上での人権侵害が深刻化している。

(2) 県内の人権相談等の状況

- ① 児童虐待の相談件数は増加傾向にある。また、DVに関する相談件数、いじめに関する認知件数は高い水準で推移している。

(3) 人権に関する法令等の状況

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正
- ・ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の制定及び改正
- ・ 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定
- ・ 和歌山県パートナーシップ宣誓制度の導入 など

3 改定の要点

(1) 「本県での取組」において、「日本国憲法」第13条で保障されている「幸福追求に対する権利」を尊重する取組として、条例の制定・改正や制度の導入について追記する。また、憲法第13条の精神に基づき、県が行う全ての業務が人権尊重を念頭に置いて行われる旨を追記する。（はじめに、第2章 人権施策の推進）

(2) 「こどもの人権」において、「県こども計画」策定について追記し、こどもまんなか社会の実現のため、いじめや虐待の防止、貧困対策の推進について記載する。（第3章 分野別施策の推進）

(3) 「性的少数者の人権」において、「県パートナーシップ宣誓制度」導入について追記し、多様な性の在り方について正しい理解を深めるための取組を追記する。（第3章 分野別施策の推進）

(4) 「その他の人権課題」において、「北朝鮮当局による拉致被害者等の人権」、「被疑者等の人権」を小項目を立てて記載する。（第3章 分野別施策の推進）